

霧島市条例第43号
平成30年10月9日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第85項を第86項とし、第63項から第84項までを1項ずつ繰り下げ、第62項の次に次のように加える。

63 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
---	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。